

## パブリック・コメント手続について（概要）

### パブリック・コメントとは

町民のみなさんからのご意見を町政に反映させるため、町の重要な計画や条例などを策定や改正していく際に、その趣旨や内容を公表します。そして町民のみなさんからご意見、ご要望をお寄せいただき、そのご意見などを考慮しながら最終案を決定します。

また、寄せられたご意見などに対する町の考え方もあわせて公表します。

### パブリック・コメントの目的

町の重要な計画や条例を公表するための統一的なルールを定めて、行政運営の透明性の向上を目指します。また町民のみなさんが町政へ参加する機会を増やし、公正で開かれた町政を実現していきます。

### どんなものが意見の対象になるの？

次の計画や条例などの制定や改正の際に実施します。

基本的政策を定める計画、施策の基本方針

例）総合計画、行政改革大綱、環境基本計画、次世代育成支援対策行動計画

基本的な制度や方針を定めるもので、直接町民のみなさんを対象とする条例

例）環境基本条例、情報公開条例

町民のみなさんに義務を課したり、権利を制限する条例

例）屋外広告物条例、希少野生生物保護条例、飼い犬等のふん害の防止に関する条例

町民の生活や事業活動に大きな影響を与える規則や要綱

例）環境オンブズパーソン規則、宅地等開発指導要綱

\*ただし、緊急を要するもの、軽微なものなどはこの対象から除く場合があります。

### 意見を募集する計画や条例の案はどこで知ることができるの？

役場や出張所で閲覧することができます。また、町のホームページへ掲載します。

「ほっとみたけ」などの広報紙でも概要についてお知らせします。

計画や条例(案)について、わかりやすい説明資料の提要や事前の予告など周知に努めます。

## どんな方法で意見を提出すればいいの？

案の公表時に、意見の募集期間、募集方法などをお知らせします。

案の公表から20日以上を意見募集期間とします。

提出方法は、役場や出張所に直接持参、郵便、電子メール、ファクシミリなどを出してください。

## 提出した意見はどうなるの？

お寄せいただいた意見などを考慮しながら、最終案を策定します。

寄せられた意見とその意見に対する町の考え方を策定した最終の計画・条例と一緒に公表しますので、原則意見を提出した方へ個別に回答はおこないません。

また、公表にあたって、町民等の方の住所、氏名、電話番号など個人情報については公表しません。

## パブリック・コメント手続の流れ

計画・条例(案)の策定



計画・条例(案)の公表の予告



計画・条例(案)の公表



町民等から計画・条例(案)に対する意見募集

あらかじめ意見募集しようとする計画・条例(案)についての予告をホームページ・広報紙等により行うよう努めます。

(案の公表の前10日間以上)

計画・条例(案)の名称  
意見募集予定期間 など

ホームページ・まちづくり推進係・出張所のほか、概略を広報紙等により周知します。

計画・条例の案  
その概要  
趣旨・目的・背景・論点など  
意見の提出先・提出方法・提出期限など

意見の提出(20日間以上を設定します。)

氏名  
住所  
連絡先  
意見の内容など

窓口(まちづくり推進係・出張所)提出、郵送、ファクシミリ、電子メールなど書面による



計画・条例(案)の最終決定

意見を考慮しながら最終案を策定します。



最終の計画・条例(案)の公表

ホームページ・まちづくり推進係・出張所のほか、概略を広報紙等により周知  
意見に対する町の考え方  
(意見がない場合はその旨)  
最終の計画・条例(案)  
(修正の場合はその旨)

原則意見等の提出者へ個々には回答しません。